

障害者ら裁判を報告、点字で訴訟した例も 弁護士ネット出版記念シンポジウム

全国各地で起こされた障害者の権利のための裁判事例を報告するシンポジウムが1月25日に都内で開かれ、80人余が参加した。障害と人権全国弁護士ネット（竹下義樹代表）がケーススタディブックを出版した記念、自ら点字で訴状を書いた視覚障害者など、当事者らが語った。

全盲の梅尾朱美さんは、弁護士を付けずに名古屋で裁判を起こした。市が障害程度区分を実態より軽く認定したとして取り消しを求めるもので、点字で訴状を書いて提訴。

結果（2012年9月）は原告の請求を棄却するものだったが、裁判所は点字の訴状を受け付け、市に点字の書面を提出するよう指示したり、市が出した証拠の一部を点訳して原告に渡したりした。判決文も点字化した。

梅尾さんは「視覚障害者は点字が公の文字として認められることを求め、たくさんの運動をしてきた。点字で裁判をやるには本人訴訟しかないと思った」と動機を語った。裁判所法で裁判所では日本語を用いるとされるため、弁護士を付ければ代理人が書面を書くよう言われ点字の訴状は受け取ってもらえないと考えたという。

梅尾さんの相談に乗った中谷雄二弁護士は「結果は形式的な判決だったものの、手続きは裁判所がよ

く配慮したと思う。障害者が自ら語らないと、自分の表現手段を奪われる問題の重要性すら気付かれないもの」と話す。

一方、被後見人の選挙権を回復させる公職選挙法改正（13年5月）につながる違憲判決を勝ち取った裁判については、知的障害がある原告の父親、名兄（なせ）耶清吉（よきよ）さんが報告。

自分が後見人になった途端、成人してから20年間いつも投票してきた娘が選挙権を失った時のことを「ある日『成年後見なんかきやいいのに』と娘がもらした一言が裁判に踏み切った一番のきっかけ」と振り返った。

このほか、重度身体障害者が1日24時間の介護を求めた裁判の報告などもあった。

同ネットは、障害者の人権救済や権利保障を目的に2002年設立。現在の会員弁護士は120人超。竹下代表は「障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の成立があってもただちに差別はなくなる。社会を変えるため法律を生かし切りたい」としている。

書籍「障がい者差別よ、さようなら！ ケーススタディ障がいと人権2」（生活書院）は労働、教育、虐待、刑事事件など多分野の裁判事例を担当弁護士が紹介している。

（福祉新聞・第2703号 2015年2月9日）